

公益社団法人長野県社会福祉士会 権利擁護センターぱあとなあながの名簿登録規程

(目的)

第1条 本規程は、公益社団法人長野県社会福祉士会（以下、「本会という」）権利擁護センターぱあとなあながの（以下「ぱあとなあ」という。）設置運営規程第4条第1項第4号から同第6号の事業の実施について必要な事項を定める。

(名簿登録)

第2条 本会は、ぱあとなあ設置運営規程（以下、「運営規程」という）第3条に定める会員を、その申請に基づき、審査を経て、成年後見人等候補者名簿（以下、「ぱあとなあ名簿」という。）に登録するものとする。

(名簿登録の要件)

第3条 名簿登録の要件は、次の5項目とする。

(1) 定期報告書の提出及び適切な後見活動の実施

2月の報告書を期限内に提出するとともに被後見人等への定期面談や家庭裁判所への概ね年1回の報告がされていること。

このことが適切に行われずに更新ができなかった場合でも、すでに受任している案件についてはぱあとなあの推薦を受けて受任していることから、報告の義務は引き続き生じる。

(2) 名簿登録料の納付

名簿登録に際しては名簿登録料完納をすること。

(3) 地区ぱあとなあへの出席

危険(リスク)回避及び問題の早期解決(予防を含む)及び受任した案件を抱え込まないように、地区内で顔の見える関係を作ることによって、地区でのサポート体制を図るため、最低でも年に1回は地区ぱあとなあ定例会に出席すること。

(4) 登録者は、地区ぱあとなあにおいて実施する定期報告書に係る全片面談に出席し、活動状況の審査を受けなければならない。

(5) 研修の受講

新規登録後、登録者は、ぱあとなあ 研修部会が主催及び指定する研修を受講し、社会福祉士及び成年後見人としての心得やスキルを高めなければならない。

2 前項の要件を満たすことができない場合は、第11条第2項に規定する家庭裁判所へ提出する名簿に登録せず、新規案件に対する推薦は行わないこととする。

(名簿登録事項)

第4条 本会は、ぱあとなあ名簿への登録を次の各号の内容をもって行う。

(1) 申請者の氏名、生年月日、住所、電話番号、メールアドレス、勤務先

(2) 申請者の会員番号、成年後見人等候補者養成研修受講者番号

2 本会は、必要に応じて前項に規定する以外の項目を名簿登録事項とすることができる。この場合は、名簿登録申請者にあらかじめ告知し同意を得るものとする。

3 本会は、名簿登録者に対し当該年度受任の希望の有無を確認し、家庭裁判所に提供することができる。

(抹消)

第5条 本会は、後見等受任中であることを除き、ぱあとなあ名簿に登録した者（以下、「名簿登録者」という。）から抹消の申請があった場合は登録を抹消するものとする。

2 抹消申請者が、第6条第1項第3号または第4号に該当するときは登録抹消に応じず、同条同項に基づき登録名簿から削除することができる。

(削 除)

第6条 本会は、名簿登録者のうち次の各号に該当する者は、ばあとなあ名簿から削除するものとする。

- (1) 本会の会員資格を喪失したとき。
- (2) 第12条に定める名簿登録料等の未納があり、納入督促に応じないとき。
- (3) 本会の懲戒基準規則により戒告以上の懲戒処分を受けたとき。
- (4) 民法846条の解任及び民法847条の欠格事由に相当するとき。

2 本会は、前項の規定によりばあとなあ名簿から削除した者について、その事実を家庭裁判所に報告することができる。

(名簿再登録に必要な事項)

第7条 第3条の名簿登録に必要な要件を満たすことができず、家庭裁判所の名簿に登録がされなかった場合、次の要件を満たした場合は、審査を経て翌年度の名簿に登録することができる。

- (1) 定期報告書の提出
 - ① 未提出分の報告書の提出
 - ② 名簿登録がされない期間の報告書について期限内の提出
- (2) 名簿登録料の完納
- (3) 地区ばあとなあへの出席
名簿登録がされない期間にばあとなあに届け出をした地区ばあとなあへの出席
- (4) 研修の受講
第3条第1項第5号に基づき定められた研修の受講

(ばあとなあ名簿の登録期間及び名簿登録更新)

第8条 ばあとなあ名簿登録有効期間は、各年度の4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。登録初年度については、登録日からその直近の3月31日までとする。

2 ばあとなあ名簿登録者の次年度の更新申請は、各年度の2月1日から同月末日までの期間に行うものとする。

(審 査)

第9条 本会は、名簿登録、更新、再登録申請に基づき、当該年度の登録を認めるか否かを審査する。

2 審査は、原則として4月に行い、登録日は各年度の4月1日とする。必要に応じて年度途中にも審査を行う。

3 審査は、次に掲げる項目について行うものとする。

- (1) 本会会費及び名簿登録料等の納入状況
- (2) 日本社会福祉士会社会福祉士賠償責任保険（Cプラン・成年後見業務）（以下、「ばあとなあ保険」という。）の保険料の納入状況
- (3) 苦情申立てまたは裁判などの有無及びその状況
- (4) 過去の名簿登録の削除の有無及びその事情
- (5) 第11条第2項～第7項に定める名簿登録者の遵守事項のうち次に掲げるもの
 - ① 活動報告の指定期日までの提出状況
 - ② 「ばあとなあ」が行う研修等の受講状況
 - ③ 「ばあとなあ」から受けた指導及び助言内容の実施状況

- 4 審査は、本会ぱあとなあ役員会が行い、審査の内容細目については別に定めることができる。
- 5 審査にあたっては、前項の審査項目を総合的に評価し、名簿登録の可否を決定するものとする。
- 6 審査により名簿登録及び更新を認められないとされた者については、家庭裁判所にその事実を報告することができる。
- 7 登録を認められない者に対しては、理由を付して通知する。

(活動状況の把握・活動報告)

第10条 本会は、名簿登録者の活動状況を把握するため、名簿登録者に対して年1回の活動報告（以下、「定期報告」という。）を提出させるものとする。定期報告は、各年度の2月1日から同月末日までの間に行うものとする。

- 2 本会は、次の各号に該当するときは、前項の提出期間に関わらず活動報告書の提出を求めることができる。この場合は、あらかじめ名簿登録者に告知するものとする。
 - (1) 定期報告以外の報告書の提出が必要と認めたとき
 - (2) 後見活動を開始したとき（任意後見監督人が選任されたときを含む。）
 - (3) 後見活動を終了したとき。ただし、引き継ぎ事務が完了していない場合は、引き継ぎ事務が完了したとき。
 - (4) 任意後見契約を締結したとき。
 - (5) 任意後見契約を締結しようとするとき（任意後見契約の締結に伴う任意代理の委任契約の締結を含む。）
- 3 本会は、第1項の定期報告以外に、適宜、面談（グループ面談含む）による活動状況の把握ができる体制を整備し、名簿登録者の活動状況の把握に努めるものとする。
- 4 本会は、第1項の活動報告について重要な事項を日本社会福祉士会に報告するものとする。

(名簿登録者の義務)

第11条 名簿登録者は、名簿登録者にふさわしい人格、識見及び倫理観をもって、真摯かつ誠実に後見活動に従事しなければならない。

- 2 名簿登録者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 第9条に定める活動報告を指定期日までに行うこと。
 - (2) ぱあとなあ運営委員による全件面談に応じること。
 - (3) ぱあとなあ保険に加入すること。
 - (4) ぱあとなあ名簿登録料を納入すること。
 - (5) 本会が行う研修等を受講し、研鑽に努めること。
 - (6) ぱあとなあ名簿登録内容を、日本社会福祉士会、家庭裁判所等に提供することを承認すること。
 - (7) 常勤・フルタイムで勤務している、ぱあとなあ会員の成年後見人等受任件数は、原則3件までとすること。
 - (8) 本会の指導・助言を尊重しその内容実現に努力すること。
- 3 名簿登録者は、受任について、以下の事項を遵守しなければならない。
 - (1) 家庭裁判所等からの受任依頼に対しては、積極的に受任すること。また、ぱあとなあ候補者照会のメール配信には、積極的に応募しなければならない。
 - (2) 成年後見人等の受任にあたっては、原則として本会の推薦手続きを経なければならない。
- 4 名簿登録者は、辞任について、以下の事項を遵守しなければならない。

(1) やむをえない事情により成年後見人等を辞任する場合は、必ず事前にその旨をばあとなあに申し出、後任の相談をしなければならない。

(2) すでに後見業務を行えない状態になった場合は、速やかに家庭裁判所に辞任の申立をしなければならない。

5 名簿登録者は、研修に積極的に参加し、研鑽に努めなければならない。

6 名簿登録者は、業務上知りえた情報を他に漏らしてはならない。成年後見人等を辞任した後も同様とする。

7 本会は、年度当初に研修の時期・内容を会員に周知したうえで、単年度で終了できなかった会員には、その理由と次年度履修する旨の誓約書の提出を求めることができる。

(名簿登録者に対する支援)

第12条 本会は、名簿登録者が質の高い適正な成年後見事務を遂行できるよう必要な支援を提供するものとする。

2 本会は、第9条に定める活動報告を点検し、活動実態の把握と必要な指導助言を行うものとする。

(名簿登録料等)

第13条 名簿登録料は、年10,000円とする。

2 年度中途の名簿登録料は、別表1に掲げる金額とする。

3 前項の名簿登録料は次の費用に充てる。

(1) ばあとなあの運営費

(2) 日本社会福祉士会の都道府県社会福祉士会負担金及び名簿登録徴収事務委託費

(3) ばあとなあ保険の基礎保険料及び被害者救済基金拠出金

(名簿の管理と活用)

第14条 ばあとなあ名簿は、本会の管理のもとにおくものとする。

2 本事業の目的遂行のため、次の各号に掲げる関係団体に対し、ばあとなあ名簿の提出を行うものとする。

(1) 管轄する家庭裁判所

(2) 日本社会福祉士会

(改 廃)

第15条 この規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

附 則

1 この規程は、平成28年 4月 1日から施行する。

2 この規程は、平成30年 4月 1日から施行する。

【別表1】

年度中途の名簿登録料

| 登 録 月 | 名簿登録料 | 登 録 月 | 名簿登録料 |
|--------|---------|---------|--------|
| 4月～ 6月 | 10,000円 | 10月～12月 | 5,000円 |
| 7月～ 9月 | 7,000円 | 1月～ 3月 | 3,000円 |